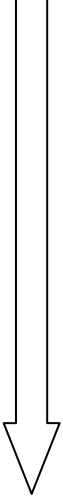


規制の事前評価の推進に向けた取組について

平成 16 年 11 月
総務省行政評価局

	主要日程	当局の取組
16 年 3 月	○ 規制改革・民間開放推進 3 か年計画閣議決定 → 平成 16 年度以降、逐次、各府省において RIA を試行的に実施 ○ 内閣府規制改革・民間開放推進室 RIA 試行実施要領策定	○ 内閣府から総務省に各府省における RIA の試行の実施結果を回報
12 月	○ 規制改革・民間開放推進会議が答申（予定）	○ 総務省の取組 ・ 各府省における RIA の試行の実施状況の把握・分析 ・ 評価手法の調査研究の推進 → 内閣府規制改革推進室と連携を図る。
17 年 3 月	○ 規制改革・民間開放推進 3 か年計画改定（予定）	
4 月	○ 評価法施行 3 年経過 → 法の施行状況を踏まえた必要な措置の最終検討	
19 年 3 月	○ 現行「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」期間終了	

規制改革の推進に関する第3次答申（抄）

（平成15年12月22日）

第1章 分野横断的な取組

5 規制に関する基本ルールの見直し

【具体的施策】

1 今後の規制改革推進の在り方

（3）規制改革推進機関による規制改革手法の見直し

規制は、その導入時には、社会的なニーズを背景として、相応の検討を経て設けられるものであるが、その後の社会経済情勢の変化の中で、その意義や必要性が低下したにもかかわらず制度が見直されない場合に、多くの問題が生じる。

したがって、規制改革推進機関の活動の中心は、今後とも既存規制の見直しとすべきであるが、その手法について、従来の手法に加え、以下の手法も取り入れるべきである。

① 規制影響分析（RIA：Regulatory Impact Analysis）の活用

規制影響分析（RIA）とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

基本的に、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるものであるが、それに加え、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断する材料としても有効である。

したがって、後述（2（1））のとおり各府省が実施すべきRIAについて、規制改革推進機関が既存規制をチェックする際にも活用できるような仕組みを作るべきである。

2 規制に係る手続の見直し

（1）RIA導入の推進【平成16年度以降逐次実施】

RIAは、1980年代以降、米国、英国等において導入が進んでいる。我が国では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を着実に推進する必要があるものの、義務付けには至っていない。

しかしながら、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進すべきである。

① RIAについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革推進機関と連携しつつ試行的なRIAの実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めるべきである。

また、各府省においても、規制改革推進機関及び総務省と連携しつつ評価手法の開発に取り組むべきである。

総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する 対処方針について（抄）（平成15年12月26日閣議決定）

総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月22日）に示された具体的施策を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成16年度を初年度とする新たな規制改革推進のための3か年計画を平成15年度末までに策定する。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抄)

(平成16年3月19日閣議決定)

I 共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(1) 今後の規制改革推進の在り方

① 規制改革推進及び関連する諸組織との連携の在り方

エ 既存規制のチェックの際活用すべきである「規制影響分析(RIA)」について、その分析手法の開発・向上に向け、規制改革・民間開放推進会議と総務省及び各府省は連携する。

② 規制改革手法の見直し

ア 規制影響分析(RIA: Regulatory Impact Analysis)の活用

規制影響分析(RIA)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

基本的に、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるものであるが、それに加え、規制の導入から一定期間が経過した後、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断する材料としても有効である。

したがって、後述((2)①)のとおり各府省が実施すべきRIAについて、規制改革・民間開放推進会議が既存規制をチェックする際にも活用できるような仕組みを作ることとする。

ウ 規制の把握と公開

規制改革・民間開放推進会議が規制を効果的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報(RIA等、個々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。)が規制改革・民間開放推進会議に提供されるといった仕組みを作ることとする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革・民間開放推進会議のみならず公衆の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革・民間開放推進会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一覧性を持たせるとともに、RIA等も含めた情報を公開するなど、規制改革を促すようなものにすることが重要である。

(2) 規制に係る手続の見直し

① RIA導入の推進【平成16年度以降逐次実施】

RIAは、1980年代以降、米国、英国等において導入が進んでいる。我が国

では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を着実に推進する必要があるものの、義務付けには至っていない。

しかしながら、R I Aの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進する。

ア R I Aについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的なR I Aの実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めることとする。

また、各府省においても、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。

イ R I Aが客観性を持ち得るためには、可能な限り定量的かつ詳細な分析が必要であるが、その分析手法が確立していない現時点においては、一律に定量的かつ詳細な分析を義務付けることは行政コストを増大させるのみで実益に乏しい。

したがって、当面、R I Aについては、諸外国の例を参考にしつつ分析項目のみ提示し、内容面については徐々に充実させていくことが適当である。また、定期的なレビューの実施に資するため、レビューの時期や規制を見直す条件等を盛り込むことが適当である。

項目例としては、以下の項目が考えられる。

(ア) 規制の内容(規制の目的・必要性等を含む。)

(イ) 規制の費用分析(規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計)

(ウ) 規制の便益分析(規制実施による産業界や国民への便益、社会的便益の推計)

(エ) 想定できる代替手段との比較考量

(オ) 規制を見直す条件

(カ) レビューを行う時期

② パブリック・コメント手続の見直し

ウ 質の高い規制の制定はもとより、有効な代替案を見出す可能性を高める等の観点から、パブリック・コメント手続に際しては、その対象となる規制原案に、可能な限り当該原案に係るR I Aを付して、意見・情報の募集の対象とする。【平成16年度中に措置】

規制に関する政策評価の手法に 関する調査研究

- 報告書（概要） -

- ✓ 平成15年9月以降、計6回開催した『規制に関する政策評価の手法に関する研究会』（座長：金本良嗣東京大学大学院教授）の検討成果をとりまとめ、報告するもの
- ✓ 我が国に先行して規制の政策評価を制度化している諸外国（米/英/加/豪/NZ）における、政府の“評価ガイドライン”と、健康・安全・環境等各分野の規制に関する“評価事例”に基づき、具体的な『評価手法』を把握・分析
- ✓ 我が国において規制の政策評価に取り組む際に『考慮すべき事項』を整理。規制の政策評価の質のさらなる向上に資することを期待

1. 調査研究の目的

- 本調査研究では、諸外国で取り組まれている、規制を対象にした政策評価（事前評価・事後評価、自己評価・外部評価）の実態を把握。
- 特に、諸外国でも事前評価として制度化がなされ、規制所管府省が自ら実施している『**規制影響分析（Regulatory Impact Analysis）**』に着目。

■ 『規制影響分析』とは

- “ 新規規制案や既存規制がもたらすネガティブ・ポジティブ双方の影響について、体系的に分析することを目的とした一連の分析手法 ”
- “ 政治・行政における意思決定の質を高めるための手段であると同時に、公開性、国民関与、説明責任等の重要な政治的価値を達成するための手段として用いられている ”

~OECD (1997) , *Regulatory Impact Analysis: Best Practices in OECD Countries* 7頁

規制の質の向上に向けた手段としての位置づけ

- 1) 客観性・透明性ある意思決定のための「事前分析ツール」
- 2) 国民・事業者 (Business Sector) への説明責任を果たすための「合意形成ツール」

■ 諸外国における『規制影響分析』の特徴

- ・ 精緻なモデル等を用いた高度な経済分析を追求するというより、政策の意思決定・合意形成過程で活用することを念頭に置いた、政策実務上で行われる実用的な分析
- ・ 規制制定過程の早期から分析に着手。検討の進捗に併せて徐々に進化
- ・ 分析の途中段階での国民・事業者へのコンサルテーション（事前のパブリックコメント等）を重視

2. 我が国の規制の政策評価を巡る動き

～規制影響分析の要請に関する動向

■ 『規制改革・民間開放推進3か年計画』 (平成16年3月19日閣議決定)

各府省は、平成16年度以降『規制影響分析(RIA)』を
試行的に実施

規制に関する“評価手法が開発”された時点で、
評価法の枠組みの下で実施を義務づけ

今後、我が国においても
規制影響分析への本格的な
取組みが要請されている

“評価手法の開発”の推進に向けた行政評価局への要請事項
各府省の試行的なRIAの実施状況を把握・分析し、
取り組みの推進に資する知見・情報等を各府省に提供

調査研究等の実施

本調査研究は、この要請事項にも応えるもの

3. 調査研究の重点

～規制の『便益』と『費用』の分析

- 本調査研究では、諸外国で取り組まれている規制影響分析について、分析項目の実態を把握。
- 特に、規制影響分析の中心的な分析項目である『便益と費用の分析』に着目。

■ 規制影響分析の分析項目例

～規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）

- ア) 規制の内容（規制の目的・必要性等を含む）
- イ) **規制の費用分析**（行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計）
- ウ) **規制の便益分析**（産業界や国民への便益、社会的便益の推計）
- エ) 想定できる代替手段との比較考量
- オ) 規制を見直す条件
- カ) レビューを行う時期

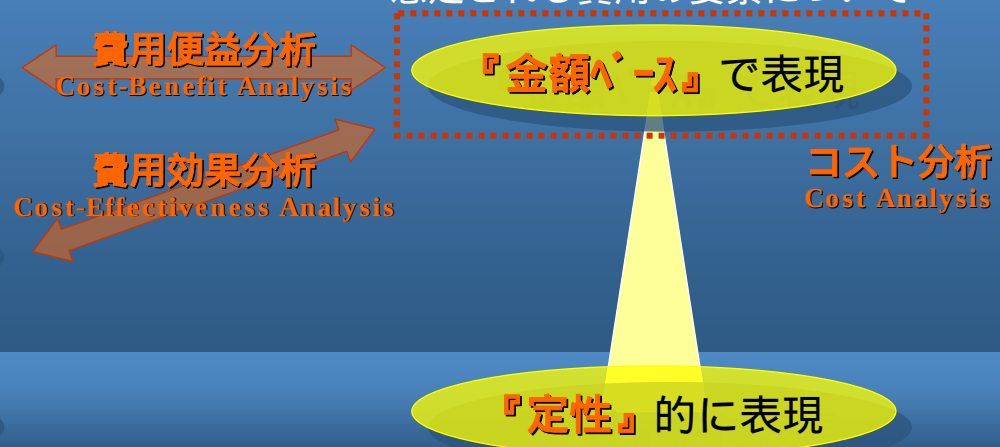
■ 規制がもたらす『便益』の分析

・ 想定される便益の要素について…



■ 規制がもたらす『費用』の分析

・ 想定される費用の要素について…



4. 調査研究の結果わかったこと

～『評価ガイドライン』と『評価事例』について

- ・各国とも評価制度所管府省が、各府省が規制の政策評価を実施するための標準的な分析手順方法を内容とする『**評価ガイドライン**』を策定
- ・各規制所管府省は主に“事業者等に影響を及ぼす規制”等を対象に評価
 - 米国：約70件／年
 - 英国：約150件／年
 - 加国：約1,000件／年
 - 豪州：約100件／年うち、各分野で規制所管府省が実施した『評価事例』について文献調査（170）、海外現地調査（20）を実施
- ・しかし具体・詳細な分析・定量化方法までは説明されておらず
- ・各『**評価事例**』では評価ガイドラインに依拠しつつも個々の規制特性に応じて分析実施

規制所管府省は、『**評価ガイドライン**』で示されている基本的考え方を踏まえつつ、個別の『**評価事例**』では実務上可能な範囲での分析を実施。

【例】

■ 評価ガイドライン

- ・想定される『**全ての**』費用・便益要素を列挙（二次的効果も含め）
- ・費用・便益要素の個々を、可能な限り『**定量化・金銭価値化**』

■ 評価事例

- ・便益については『**主要な**』要素に注目して列挙する傾向
- ・便益については『**定性**』的記述で整理する事例も少なくない
- ・費用については大半の事例で可能な限り『**金銭価値化**』されている

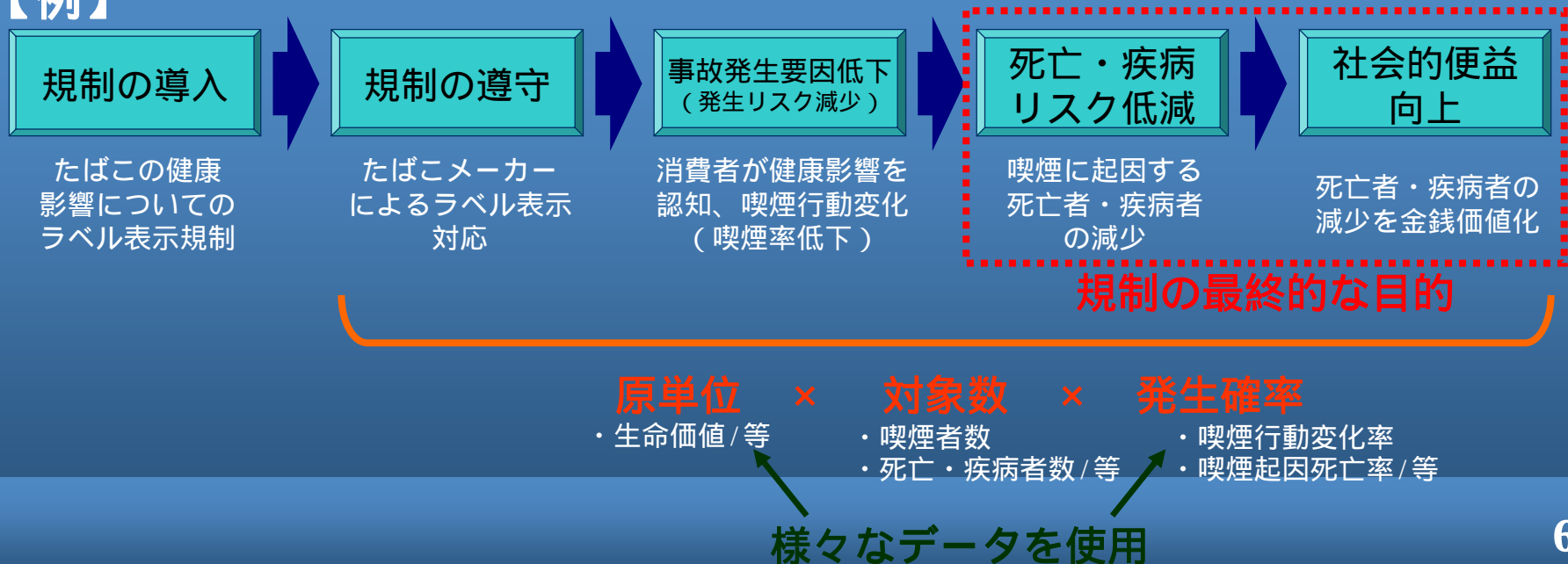
4. 調査研究の結果わかったこと

～規制がもたらす『便益』の分析について

【便益】

- 今回調査対象とした事例（健康・安全・環境分野）では『**死亡・疾病リスクの低減による社会的便益の向上**』を規制の最終的な目的とする場合が多い。ただし、その効果発生ロジックや便益価値の算定方法は、各分野・事例によって内容・程度ともに様々であり、一律ではない。
- その便益価値の算定では『**原単位 × 対象数 × 発生確率**』という計算式が採用される傾向。
- 原単位や発生確率について、先行研究結果、政府内で統一的に採用されている数値（生命価値や時間価値）が存在する場合にはそれらを用いる他、他分野・他事例の数値、相場的な数値（仮に置いた数値）など、『**様々なデータ**』を使用。

【例】



4. 調査研究の結果わかったこと

～規制がもたらす『費用』の分析について

【費用】

- 規制がもたらす費用は、**a) 規制遵守費用**（規制対象となる事業者・国民等）、**b) 行政費用**（規制主体となる政府等）のほか、その他の**社会的費用**（環境・社会経済等に対して与えるマイナスの影響等、社会全体が負担する費用）がある。
- そのうち、規制遵守費用と行政費用については、各分野・事例に『**共通した費用要素**』が存在し、
- 費用の算定でも、便益と同様『**原単位 × 対象数 (× 発生確率)**』という計算式が採用される傾向。

共通した費用要素		原単位		対象数			
新規導入により 新たに発生する作業等	例	研修実施	研修実施に 要する時間	×	平均賃金 (時間単価)	×	受講者数・回数
	例	人員・体制配置			平均賃金	×	要配置人員数
	例	検査・評価実施	検査・評価に 対応する時間	×	平均賃金 (時間単価)	×	対応人数・回数
	例	書類作成作業の付加	書類作成に 要する時間	×	平均賃金 (時間単価)	×	対応人数・回数

【便益・費用の分析】

- 厳密な費用・便益の値（例：費用便益比）を算出するのが目的ではなく『**規制がもたらす便益は、その費用を正当化しうる**』ことを示すのが目的
- とりわけ便益については、利用するデータ（原単位等）の精度により『**計測結果に大きな幅**』が生じる可能性

5．規制の政策評価に取り組む上で

考慮すべき事項

- 前述の調査研究結果の他、諸外国の規制に関する『評価ガイドライン』『評価事例』を精査した結果、我が国において規制の政策評価手法の開発の推進に取り組むに際して考慮すべき事項として以下のような点が見出された。

1．規制に関する政策評価手法（総論）

- 目的 ～ 規制の政策評価（事前評価）の目的をどう位置付けるか
- タイミング ～ 規制制定過程内で、評価をいつ実施するか
- コンサルテーション（国民・事業者への事前の協議・相談）
 ～ 規制制定過程内で、いつ・誰に・どのように実施するか
- 対象 ～ 評価対象の範囲をどうするか

2．規制に関する政策評価手法（各論）

- 評価項目 ～ どのような評価項目を設定するか
- 代替案の比較検討 ～ どのような代替案を比較検討するか
- 便益・費用要素の提示 ～ どの範囲の便益・費用要素を分析対象とするか
- 定量化・金銭価値化 ～ 定量化・金銭価値化される範囲をどうするか
- 必要となるデータ等 ～ どのようなデータ整備・原単位が必要か

〔本件連絡先〕

総務省行政評価局

規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 山本 一晴（やまもと・いっせい）

総務課政策評価審議室

評価向上専門官 高崎 正有（たかさき・まさみち）

電話 03（5253）5470 （直通）
03（5253）5111 （代表）#2544
03（5253）6111 （夜間）#2544

Fax 03（5253）5412

E-mail m.takasaki@soumu.go.jp

「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究」報告書全文については、
総務省ホームページ内の

http://www.soumu.go.jp/hyouka/kekatou_f.htmをご参照ください。

「諸外国における政策効果等の定量的把握の方法等に関する調査研究」の実施について

平成 16 年 11 月 24 日

総務省行政評価局

1 目的

平成 14 年 4 月に施行された『行政機関が行う政策の評価に関する法律』（平成 13 年法律第 86 号）は、政策評価の在り方として「政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること」とし（第 3 条第 2 項）、また、「政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発を推進する・・・」と規定している（第 20 条）。

しかし、RIA にも用いられる定量的評価手法としてよく知られている費用・便益分析について見ても、政策評価実務に応用する際には分析対象の特性に応じた設計が必要になるほか、特に我が国では政策効果等の定量的評価に必要とされる具体的な科学的知見・データが不足していることなどが指摘されているところである。

このため、本調査研究は、諸外国等における政策効果等の定量的把握の取組状況について政府の手引書等を中心として取りまとめ、その結果を各府省等に提供することを通じ、政策効果等の定量的把握の側面から見た政策評価の質の更なる向上に資することを目的とする。

2 調査研究の具体的内容

以下により、関連情報の収集・分析を行い、報告書として取りまとめる。

(1) 調査研究の対象国等

米国（例：行政管理予算庁）
英国（例：内閣府、大蔵省）
カナダ（例：財務委員会事務局）
ドイツ
世界銀行

(2) 調査研究のアウトプット

調査対象予定の諸外国政府等において採用されている費用・便益分析等定量的分析のための主要な手引書等について考え方やアプローチの共通点・相違点を把握する観点から、次に示す例のような記載項目及びその内容を比較対照し、可能な限り構造的・体系的に整理・分析の上、主として表形式に取りまとめる。

例

- 作成機関及び主要権限事項
- 手引書等の性格

- 分析対象（政策、プログラム、プロジェクト等）
- 一般的分析手順
- 費用・便益分析（必須構成要素、費用・便益に関する基本的考え方、具体項目、金銭換算の仕方（計測手法、割引、基本原単位等を含む。）、留意事項（適用が不適切な場合、重複計算等）等）
- 費用・効果分析（金銭換算が困難なものの類型、評価・判定における分析結果の取扱い方等）
- リスク及び不確実性（考え方、取扱等）
- 判定基準（考え方、費用・便益比、純現在価値、内部収益率等具体的基準及び留意事項）

調査対象国等において全政府的・全機関的に設定・奨励されている、又は各種研究の成果として報告されている各種の原単位（人命価値、時間価値等）の個別具体事例及びその考え方・導出方法、適用事例並びに政策効果等の定量的把握に資するその他の科学的な知見・情報・データ（予測効果数量、予測方法、適用評価事例、事後検証結果等）を可能な限り体系的に収集・分析する。

収集項目の例

- 人命価値
- 精神的損害（例：苦悩、不安）
- 時間価値
- 生活・環境質（例：CO₂削減便益／トン、騒音軽減便益／デシベル）

3 調査研究の実施期間

平成16年11月から平成17年3月まで（5か月間）

4 実施形態

委託（（株）価値総合研究所）